

2020年9月10日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見について

2020年8月14日付で意見募集のあった「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ提出しますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見

項番	内容
1	<p><意見> 企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」）の規約変更について、届出不要な規約変更事項として、以下の事項を規定すると記載されている。</p> <p>① 企業型 DC を実施する事業主の名称及び住所（市町村の名称の変更等に伴い変更する場合に限る。） ② 企業型 DC が実施される事業所の名称及び住所（市町村の名称の変更等に伴い変更する場合に限る。） ③ 確定拠出年金運営管理機関の名称及び住所並びにその行う業務（名称又は住所の変更に限る。）</p> <p>確定給付企業年金においては、確定給付企業年金法施行規則第7条第1項第13号に掲げる事項（法令の改正に伴う変更に係る事項）が、届出の必要のない規約の軽微な変更該当することとなっているため、企業型 DC においても「法令の改正に伴う変更に係る事項」を追加いただきたい。</p> <p>なお、追加いただけない場合は、理由をご教示いただきたい。</p>
2	<p><意見> 確定給付企業年金の規約変更について、以下のとおり簡素化を行うと記載されている。</p> <p>① 財政再計算において対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなり、これを上回らないようにリスク対応掛金額を減少させること又はリスク対応掛金額の拠出を終了させることに関する規約変更を行う場合は軽微な変更とする。 ② 条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項について、軽微な変更ではなく特に軽微な変更として厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>個別承認された方法あるいは告示に定められた一意に定まる方法の範囲内で算定されたリスク対応掛金を新規設定および変更する場合の規約変更についても、標準掛金や特別掛金等の他の掛金と同様に、軽微な変更として届出事項の対象として追加いただきたい。</p> <p>なお、追加いただけない場合は、理由をご教示いただきたい。</p>